

2024年4月3日

データ越境流動の促進及び規範化に関する規定の概要

西村あさひ 上海事務所

(日本西村朝日法律事務所駐上海代表処)

弁護士 野村 高志、東城 聡

中国個人情報保護法は、個人情報の中国境外への移転について、①データ越境移転安全評価の申告、②個人情報越境移転標準契約の締結・届け出又は③個人情報保護認証の取得（以下総称して「3つの越境移転手続」という。）のいずれかを行うことを義務づけている（38条）。

これらのうち最も厳格な審査が想定される①データ越境移転安全評価手続が義務付けられる例外的なケースを除き、個人情報取扱者は、②標準契約締結・届け出又は③個人情報保護認証の取得を行う必要があるとされる。後者の認証取得は、中国の大手企業5社の認証取得が2023年末に報道されて以降、実務的に取得の手続の受付は行われていないようであり、中国¹の日系企業にとっては、専ら標準契約の締結・届け出が必須か否かが焦点となっていた。

この点、「個人情報越境移転標準契約弁法」は、標準契約の届け出の猶予期間を2023年6月1日から6ヶ月としており、2023年12月1日から全面的にその義務の履行が求められることになった。

その後の2023年9月末に、「データ越境流動の促進及び規範化に関する規定」（以下「データ越境流動規定」という。）の意見募集稿が公布され、3つの越境移転手続の免除要件が規定された。即ち、4条の「①個人が一方当事者として契約を締結又は履行するために、境外に個人情報を提供する必要がある場合、②法により制定された労働規則制度及び法により締結された集団契約に従いクロスボーダー人事労務管理を実施し、境外に従業員の個人情報を提供する必要がある場合、③緊急の場合に

¹ なお本稿で議論される中国の法域としては中国大陸を想定しており、法域としての香港・マカオ・台湾は含まれない。個人情報及びデータ越境の関連法規の法適用が現在想定されていないためである。

において、自然人の生命・健康と財産安全などを保護するために、境外に個人情報を提供する必要がある場合、データ越境移転安全評価の申告、個人情報越境移転標準契約の締結及び個人情報保護認証の取得を必要としない」及び 5 条の「1 年以内に境外に 1 万人未満の個人情報を提供する予定の場合、データの越境移転安全評価の申告、個人情報越境移転標準契約の締結及び個人情報保護認証の取得を必要としない」という条項が、3 つの越境移転手続の免除要件を定めたものとして注視された。

だが、2023 年 12 月 1 日以降もデータ越境流動規定の意見募集稿は正式に施行されず、多くの企業が 3 つの越境移転手続を行う義務を負う状況下で、標準契約の締結・届け出手続を進めるべきか、それとも当該規定の正式施行を待つかの板挟みとなっていた。

このほど、2024 年 3 月 22 日によろやく同規定の正式版が国家ネットワーク情報弁公室令第 16 号として公布された。

前述の意見募集稿の 4 条の内容が加筆・修正されており、5 条の免除規定の要件である境外に提供する個人情報の数の閾値も引き上げられている点が注視される。なお免除規定が適用される場合でも、企業は自主的に個人情報保護影響評価を行う必要がある点には留意が必要である（55 条以下）。

以下、特に日系企業が注視すべき条項を簡単に紹介する。

1. データ越境移転手続の免除要件について

第 5 条

データ取扱者が境外に個人情報を提供する場合において、以下のいずれかに該当するときは、データ越境移転安全評価の申告、個人情報越境移転標準契約の締結及び個人情報保護認証の取得を必要としない。

- (一) 越境 EC、越境郵送、越境送金、越境支払、越境銀行口座開設、航空券・ホテルの予約、ビザ申請、試験サービス等の個人が一方当事者として契約を締結又は履行するために、境外に個人情報を提供する必要性が確実にある場合
- (二) 法により制定された労働規則制度及び法により締結された集団契約に従いクロスボーダー人事労務管理を実施し、境外に従業員の個人情報を提供する必要性が確実にある場合
- (三) 緊急の場合において、自然人の生命・健康と財産安全を保護するために、境外に個人情報を提供する必要性が確実にある場合

(四) 基幹的情報インフラ運営者以外のデータ取扱者が、当年の1月1日から起算して累計で10万人未満の個人情報（センシティブ個人情報を含まない）を境外に提供する場合

2.前項でいう境外に提供する個人情報には、重要データは含まれない。

この条項は3つの越境移転手続が免除される要件を定めており、本規定において最も重要な条項であることは論を待たない。

第一号は、越境EC、越境郵送、越境送金などの金融取引や、ホテル・旅行の予約などの中国の消費者を対象としたビジネスを行う企業にとって利用価値の高い条項であろう。越境移転する個人情報にセンシティブ個人情報が含まれていても適用可能な場面が比較的広い点も注目される。

問題は「必要性が確実にある場合」の要件である。

例えばホテル・旅行の予約で身分証などの情報が必要なことは、特に異論はないように思われる。一方、例えば収入、健康・病気履歴、過去の旅行の行動履歴など、当該契約締結・履行に必ずしも必要とはいえない情報をマーケティング等の目的で収集する場合には、「当該契約の締結又は履行に、必要性が確実にある場合」の要件を満たすか疑義が持たれる可能性がある。

第二号は、在中国の日系企業が海外に越境させる個人情報の相当部分が、人事労務管理のため本社に提供される従業員の個人情報であり、そこにセンシティブ個人情報も含まれることから、かかる場合を、センシティブ個人情報も含めて免除対象としている点で、多くの日系企業にとって重要な意味を持つ条項といえる。

ただし、同号にも「必要性が確実にあるか」という要件があるため、従業員の個人情報のうち、グローバルな人事労務管理にとって必要ではないと判断される情報（例えば、中国の身分証番号や、家族の個人情報など）については越境させる必要があるか否かを再度検討し、社内ルールを見直す必要性もあるように思われる。

また、「法により制定された労働規則制度及び法により締結された集団契約」が必要であり、こうした社内規則などの存在が必須であることには留意する必要がある。該当する規則などがない場合には、専門家に相談する必要性もあると思われる。

第三号は当然の内容の規定であり、特にここでは検討をしない。

第四号は、「当年の1月1日から起算して累計で10万人未満の個人情報（センシティブ個人情報を含まない）」というものであり、基幹的情報インフラ運営者²でないほぼ全ての企業にとって利用可能な条項といえる。

当年の1月1日から起算して最長で1年間で10万人の個人情報を越境させない限り、3つの越境手続は不要ということになる。第二号が社内の「従業員の個人情報」をその対象としていることも勘案すると、本号の「10万人」という閾値は、一般消費者等の個人情報を大量に取得する事業者（例えば大手のB to Cプラットフォーム事業者など）を念頭に置いており、それに至らない多数の企業は越境移転手続を免除した趣旨とも思われる。

意見募集稿の1万人未満より、10万人未満とされた点はさらに免除の範囲が広がったといえるが、一方「センシティブ個人情報を含まない」とされている点は留意が必要である。即ち、第一号乃至第三号が適用される場合を除いて、1名のセンシティブ個人情報を境外に移転しても、免除規定を適用することができないと解される。なお、(1)1万人未満のセンシティブ個人情報を境外に提供する場合には、①データ越境移転安全評価の申告は不要であり、②個人情報越境移転標準契約の締結・届け出又は③個人情報保護認証の取得を行えばよく（8条）、(2)1万人以上のセンシティブ個人情報を境外に提供する場合は、データ越境移転安全評価の申告を行わなければならない（7条）。

以上を踏まえ、越境 EC などの金融取引でセンシティブ個人情報の送付が「確実に必要」である場合には第一号、社内の従業員の人事労務管理のためセンシティブ個人情報の送付が「確実に必要」である場合は第二号など、使い分けが必要であろう。こうしたセンシティブ情報を、必要な範囲を超えて境外に送付していないかという確認は今後も必要となろう。

もう一点、実務的に検討が必要なのは、不正調査や、内部通報などへの対応の過程において取得された、通報者以外の第三者（特に不正行為への関与者）の個人情報の扱いであろう（通報者自身とは異なり、当該第三者から同意を取得することは困難と思われる）。センシティブ情報も含まれ得るため、境外に移転する根拠が問題となる。

内部通報に含まれる情報が従業員の個人情報であれば、第二号でカバーされるため問題がないと考えられる。不正取引に関与しているダミー会社などの第三者の個人情報も、セ

² 公共通信及び情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政務、国防科学技術工業等の重要な産業及び領域、並びに一度機能が破壊若しくは喪失に遭い、又はデータが漏洩した場合には、国家安全、国家経済・人民の生活、公共利益に重大な危害を与える可能性のある重要なネットワーク施設、情報システム等を指すと解される。

ンシティブ個人情報でなければ第四号で対応できるであろうが、銀行口座などのセンシティブ個人情報が含まれる場合には、本社等への報告時にこうした情報を削除又は匿名化して提供するといった対応が必要になると思われる。

本条の存在から、中国の消費者などの個人情報を大量に取り扱わない限り、企業として越境移転の対応は不要と誤解される向きがみられるが、本条第四号ではセンシティブ情報が越境できないことから、個人情報保護影響評価の実施を通じてセンシティブ個人情報の越境状況を整理し不要な越境移転を停止する対応が必須である。そして第二号に基づく移転についても個人情報の取り扱いに関する現行の社内規定やプライバシーポリシーなどを、専門家の助言も得ながら見直すことがやはり必要であることには留意いただきたい。

2. 重要データについて

第 2 条 データ取扱者は、関連する規定に基づいて、重要データの識別及び申告・報告を行わなければならない。関連部門及び地域から重要データとして告知又は公開されていないデータについて、データ処理者はこれらを重要データとしてデータ越境移転安全評価を申告する必要はない。

当該規定は、越境移転時に安全評価が必要となる重要データの定義について思い悩んでいた企業に対する一定の指針となると思われる。

特定の業界又は地域において重要データが定義されているケース（例：「自動車データ安全管理若干規定（試行）」（2021年10月1日施行）第3条）を除き、そうした定義がない領域について、重要データであるか否かを過剰に懸念する必要性は低くなったといえる。

第 6 条 自由貿易試験区は、国家データ分類分級保護制度のフレームワークの下に、自ら区内において、データ越境移転安全評価、個人情報越境移転標準契約、個人情報保護認証の管理範囲内に取り入れなければならないデータリスト（以下「ネガティブリスト」という。）を制定することができるものとし、省級のネットワーク安全及び情報化委員会の許認可後、国家ネットワーク情報部門及び国家データ管理部門に届け出るものとする。

2.自由貿易試験区内のデータ取扱者は、境外にネガティブリスト外のデータを提供

する場合には、データ越境移転安全評価の申告、個人情報越境移転標準契約の締結、及び個人情報保護認証の取得を必要としない。

自由貿易試験区については、データ越境移転安全評価、個人情報越境移転標準契約、個人情報保護認証の管理対象を、より柔軟に規定することができることとされている。

本規定第 4 条で規定された免除規定よりも、より柔軟な規定となる可能性があり、上海自由貿易試験区などに拠点を置く日系企業は、該当する自由貿易試験区の政策動向に今後とも着目することが推奨される。

以上